

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月24日（平成28年（行個）諮問第32号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（行個）答申第64号）

事件名：本人が提出した特定文書の処理に係る文書の一部開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月18日付け東総総第362号により東北運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

ア 今回個人情報の開示請求した内容は、「2件の文書の処理に係る一切の書類関係」である。

しかし、本件決定書の「開示する保有個人情報（一部開示）」として開示された内容は、「受付文書及び事案処理票」に限定したものである。

今回開示された情報は、申請人が「処理に係る一切の書類関係」の開示を求めたにも係わらず、東北運輸局長は「受付文書及び事案処理票」に一方的に限定したものとなっている。

したがって、開示請求の主体「文書の処理に係る一切の書類関係」と開示された主体「受付文書及び事案処理票」が相違している。

申請人は、文書の処理に係る一切の書類関係の開示を求めたもので

ある。

今回開示された文書は、この一切の書類関係の一部であり、全てではないと思慮される。

イ 本件開示請求した1件目の案件は、道路運送法に違反しているであろう事案を通報したものである。

その通報文書が本件開示文書の「受付文書」であり、その文書の受け付けた時の担当者とのやり取りの状況を記載し供覧したものが「事案処理票」であると説明を受けた。

2件目の案件は、東北運輸局長に対しての質問状である。

その回答が遅いので、電話で督促をしたがその時の返事の内容が「本省に照会中であるのでもう少し待ってほしい。」旨の回答がなされたが、その後回答がなされないところから今回情報開示請求をしたところ、その甲斐があり回答が寄せられた。

(別件で本省に11月5日に質問しているが現在まで回答がない。)

1件目及び2件目も、それぞれの事案ごとに事務処理されるのが一般的であるはずである。

したがって、今回開示された文書以外存在しないはずがない。

ウ 本件開示情報について、先日7日に説明を受けた際に、担当者はこれ以外の個人情報存在しないと断言した。

開示文書以外存在しない事は上記イで記載したように事務処理がなされないことになる。

実際はその事実と反することは明らかである。

その理由は、上記1件目に関しては法令違反の通報を受けても、監督官庁として法令違反の確認すらやらないことになり、本来業務を放棄した事になる。

上記2件目に関しては本省の意見を照会して遅れていると担当者が話している。

その時の照会の起案文書が存在するはずであり、さらに、回答した回答文書の伺い・起案文書が存在するであろうと推察される。

したがって、開示文書以外存在しないということは、一言で表現すると文書による決裁処理をしていないことに他ならない。

エ 例えば今回の事例を申請書を持参した場合に置き換えると、担当者は申請書を「受付文書」として扱い、その申請人とのやりとりを「事案処理票」として処理していた事になる。

その後、その申請書は所定の審査等を経て認可等の処理が行われると思慮される。

しかし、今回の事例を当てはめると、この審査等が行われないこと

になる。

したがって、東北運輸局は一切の審査等を行っていないことになり、行政官庁としてありえないことであると思慮される。

仮に、本件の開示文書以外存在しないのであれば、事務処理要領等で十分なる説明をした上で、開示した以外の文書が存在しない事を証明すべきであると思慮される。

先日7日にも説明を求めたが、ないものは無いの一点張りで説明になっていない。

オ 本件決定通知文書中、行政不服審査法に基づく教示の部分に過ちがあった。

このようなエラーは瑕疵ある通知文書で効力に影響があると思慮される。

以上のことから本件処分を取り消し、改めて個人情報に関する一切の関係書類の開示を行うことを求める。

(2) 意見書

審査請求人から平成28年3月28日付け(同月30日受付)で意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 法に基づき、審査請求人が東北運輸局長に対して、本件請求保有個人情報について、保有個人情報の開示を請求した。

(2) この開示請求を受けて、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を開示する決定(原処分)を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、処分庁が行った原処分に不服があるとして、国土交通大臣に対して審査請求を提起した。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 原処分の妥当性について

処分庁によれば、文書1を受理してからの事務処理については、以下のとおりと説明する。

審査請求人が平成27年9月10日に東北運輸局に来局し、文書1を提出したため、担当者は事案処理票を作成(以降審査請求人からの連絡の都度追記)するとともに、文書1に記載された質問の回答について、国土交通省鉄道局の担当者に相談していたところ、審査請求人より10月26日付けで保有個人情報開示請求書が提出された。

その後、国土交通省鉄道局の担当者から、文書1に記載された質問の

回答の指導・助言を受け、11月6日付けで、文書1に記載された質問について審査請求人に回答し、11月18日付けで、保有個人情報開示請求に対して原処分を行った。

国土交通省鉄道局に対する相談及び回答の指導・助言を受けた際には、電話により行っているため、起案文書は存在しないと説明する。

また、審査請求人が保有個人情報開示請求書を提出した時点（10月26日）においては、文書1に記載された質問の回答の起案は行っていないため、本件開示文書を特定し、原処分を行ったと説明する。

文書3については、審査請求人が平成27年9月11日に東北運輸局に来局した際に提出されたものであり、提出の際、審査請求人に対し、文書3に記載された意見に対してその場で説明し、文書による回答は行わない旨説明したところ、審査請求人が了承したため、文書3の処理に係る書類は事案処理票以外作成していないと説明する。

保有個人情報開示請求書を受理した時点において、本件開示文書以外の行政文書は存在しないとする処分庁の上記の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

本審査請求を受け、念のため、処分庁に対し、審査請求人が主張するような文書が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、保有個人情報開示請求書を受理した時点において、本件開示文書以外の行政文書の存在は確認できなかった。

(2) その他の審査請求人の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁が行った原処分は妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年2月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年3月30日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 同年6月20日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は原処分において別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定して、一部開示決

定の原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、全ての文書が開示されていないとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書1提出後における処理の流れは、以下のとおりである。

(ア) 開示請求者である審査請求人が平成27年9月10日に東北運輸局に来局し、文書1を提出したため、担当者が事案処理票を作成した。

(イ) 文書1に記載された質問の回答について、国土交通省鉄道局の担当者に相談していたところ、平成27年10月26日付けで保有個人情報開示請求書が提出された。

(ウ) 開示請求後に、鉄道局担当者から同質問の回答について指導・助言の連絡を受け、平成27年11月6日付けで回答文書を審査請求人に送付し、同月18日付けで本件開示請求に対する原処分を行った。

(エ) 国土交通省鉄道局に対する相談及び同局から回答の指導・助言を受けた際には、その連絡は文書やメール等によらず全て電話により行われているため、起案文書は作成していない。電話聴取内容については聴取録等を作成せず、文書1の写しにメモをしたのみであり、同メモも回答文書作成後に廃棄している。

なお、国土交通省行政文書取扱規則（平成23年4月1日国土交通省訓令第26号）11条では、回答、許可その他の処分、供覧等の措置を必要とする行政文書を受領したとき又は通知等の発議が必要と認められるときは、当該事案の担当者は、速やかに起案の措置をとることとしているが、本件は電話連絡による照会であるため、起案文書を作成する場合に該当しない。

イ 東北運輸局によると、相談や投書対応時における事務処理手続については、平成13年1月6日付け通達「国土交通省行政相談業務処理要領」及び同日付け事務連絡「国土交通省の行政相談の事務処理について」（以下「事務連絡」という。）及び「東北運輸局における行政相談の事務処理報告〔ガイドライン〕」に基づき対応することとしており、文書2及び文書4は上記事務連絡に基づき作成しているが、進行管理を行うための相談受付簿は上記規定では作成することとされていない。

このため、相談受付に係る対応の状況については、事案処理票に記録しているが、その後の本省とのやり取りの内容等については記録しておらず、この外に該当する文書は作成・保有していない。

ウ 審査請求人に送付した回答文書については、課長名の文書であり、本来ならば通知等の発議が必要と認められると判断した場合に起案を行うものであるが、上記ア（イ）のとおり、開示請求のあった平成27年10月26日時点では検討に至っておらず、起案文書は作成していなかった。

エ 文書3についても上記イと同様、国民からの法令違反の通報については、行政相談として取り扱っており、文書3が提出された際、審査請求人に対し、当該通報については法令違反と断定しておらず、事業者を告発する予定がないことを口頭で伝え、文書による回答は行わない旨説明して、同人の了解を得ている。そのことは、対応の記録である文書4に記録しており、それ以外に該当する文書は作成していない。

オ なお、文書1及び文書3とも受付印が押印され、行政文書として取り扱っているが、東北運輸局行政文書取扱実施細則（平成25年10月17日達第11号）4条3項の規定により、公印が押印されていない文書については文書管理システムの受付記録簿への登載を省略することとされていることから、受付番号は付されず、同記録簿にも登載していない。

カ 本件審査請求を受け、念のため、処分庁に対し、審査請求人が主張するような文書が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、保有個人情報開示請求書を受理した時点において、本件対象保有個人情報が記載された文書以外の行政文書の存在は確認できなかった。

（2）請求文書①について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に開示請求者（審査請求人）への回答文書に係る起案文書の提出を求めさせ、その内容を確認させたところ、開示請求後の平成27年10月30日に起案していることが認められることから、開示請求時点では、起案文書を作成しておらず、当該文書を保有していなかったことが認められ、また、東北運輸局から国土交通本省への照会及びその回答は全て電話により行われているため、当該照会に係る起案文書は作成していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、首肯できる。

よって、東北運輸局において、文書1及び文書2以外に請求文書①の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

（3）請求文書②について

開示決定された文書4を見ると、上記（1）エのとおり、当該事業者

が法令違反と断定していないことや事業者を告発する予定がないことを説明していることが記載されており、これらの記述から判断すると、当該文書を受けて東北運輸局が直ちに事業者に対して指導を行う状況であるとは認められず、文書4以外に該当する文書を作成していないとする上記諮問庁の説明は首肯できる。

よって、東北運輸局において、文書3及び文書4以外に請求文書②の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、東北運輸局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有していたとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

- 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
請求文書①
H 2 7 . 9 . 1 0 付け A 事業者についての文書の処理に係る一切の書類関係
請求文書②
H 2 7 . 9 . 1 1 付け法令違反の通報の処理に係る一切の書類関係

- 2 本件対象保有個人情報が記録された文書
文書 1 : 「平成 2 7 年 9 月 1 0 日付け A 事業者について」に係る受付文書
文書 2 : 文書 1 に係る事案処理票
文書 3 : 平成 2 7 年 9 月 1 1 日付け法令違反の通報に係る受付文書
文書 4 : 文書 3 に係る事案処理票